

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	令和2年4月9日（木）午後1時30分から午後2時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5階特別会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎川端委員、村田委員、足立委員（◎委員長） （事務局）総務課 山口課長、梶間係長、小原 （説明員）中西職員課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TFL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

1. 令和元年度の職員の処分について
2. 職員団体の登録事項の変更に係る報告について
3. 令和2年度各研修会等への出席に係る調整について

### 議事録

別添ファイルのとおり

## 松阪市公平委員会委員会議事録

- ・開催日時 令和2年4月9日 午後1時30分～午後2時00分
- ・開催場所 松阪市役所 5階特別会議室
- ・出席委員 川端委員長、村田委員、足立委員
- ・出席職員 中西職員課長
- ・事務局職員 山口事務局長、梶間書記、小原書記

### 【事務局】

本日はお忙しいところ、委員の皆様にお集まりいただき誠にありがとうございます。委員会を行うにあたりまして、委員の皆様の机に本日の資料をお配りしております。まず、本日の委員会の事項書が1枚、議事にかかる資料で8ページ構成のものが1部、職員課の資料で5ページ構成のものが1部、計3種類の資料をお配りしております。ご確認ください。

では、議事の進行につきましては川端委員長さんをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

### 【委員長】

本日は皆様お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第4条第2項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題1 令和元年度の職員の処分について」事務局から説明をお願いします。

### <職員課から説明>

#### 【職員課】

職員課長の中西でございます。

用意しました資料5ページある資料ですけれども、それをご覧いただきたいと思ひます。こちらにつきましては、令和元年度の懲戒処分の内容でございます。トータルで5件となってしまいました。それぞれ簡単に概要の説明をさせていただきたいと思ひます。

まず1ページ目でございますけれども、処分をされたものは、企画振興部の職員48歳男性でございます。処分の日は平成31年4月26日、こちらにつきましては、平成30年11月11日午後11時頃、兵庫県加古川市の山陽自動車道上り車線につきまして、自家用車で制限速度100キロのところ150キロで走行をし、50キロの速度超過違反で検挙されたものでございます。こちらにつきましては、戒告の処分としております。

続きまして、2ページでございますけれども、こちらは総務部の労務員、23歳男性

です。処分の日は令和元年9月11日。こちらにつきましても、スピード違反でございまして、平成31年4月7日午前2時頃、静岡県駿東郡長泉町の東名高速道路下り車線におきまして、時速50キロ超過の速度違反で検挙されております。こちらの職員も戒告処分としております。

続きまして、3ページでございます。こちらにつきましても、健康福祉部の主任級の職員39歳男性でございます。処分の日は令和元年9月11日。この職員は平成29年7月28日から令和元年6月21日の間、延べ58日と、1時間54分について、所属長への年次有給休暇届の提出を怠ったものでございます。加えて、平成30年及び平成31年におきまして、付与された年次有給休暇以上の休暇を取得したことにより諸給与を不正に受給していたというものでございます。こちらにつきましても、減給ということで、10分の1が3ヶ月、さらにその上司は監督不行届きということで文書訓告をしております。

続きまして、4ページをお願いします。同じく健康福祉部の係長級職、45歳男性です。こちらの職員につきましても、平成31年1月7日から令和元年6月25日の間、延べ10日と1時間30分について、所属長への年次有給休暇届の提出を怠ったものでございます。こちらにつきましても、戒告処分としまして、同じく上司を文書訓告としております。

最後の5ページが、教育委員会事務局の労務職の職員で49歳男性でございます。この職員につきましても、平成31年1月11日午前7時55分頃、松阪市船江地内におきまして、自家用車を走行しておりましたところ、警ら中の警察官による、呼気検査を受け、前日に飲んだアルコールのため酒気帯び運転で検挙されたものでございます。こちらにつきましても、停職6ヶ月としております。

以上、昨年度の懲戒処分の内容でございますけれども、例年に比べて件数も多かったということで、市民の方には大変ご迷惑をおかけしました。以上でございます。

#### 【委員長】

議題1について職員課から、令和元年度の職員の処分の報告がありました。何かご質問はございませんか？

<質疑>

#### 【委員】

上司への文書訓告ということですが、これは懲戒処分ではないですね。

#### 【職員課】

はい。これは懲戒処分ではないです。

**【委員長】**

有給休暇の届け出を怠った案件が2件ありましたが、どういう形態になっているのですか。

**【職員課】**

今は、パソコンの中に出勤簿のシステムがありまして、年休届もそのシステムで出すと上司のところに飛び、上司が決裁をするという仕組みになっております。本来は休む際は、年休届を事前に提出して、上司がそれを承認するという形をとっています。その年休届けを出していなかったということは、機械上、有給休暇を取得してないこととなりますので、そのまま有給休暇が残っているという形です。一応、この2人の職員も周りの職員や上司には、明日休みますという口頭での申請はあったのですが、処理上の届け出を怠っていたということです。有給を超えた部分については、不正に取得していた賃金を返還させたところでございます。

**【委員長】**

返還させて、それとはまた別で懲戒処分、減給ということですか。  
この不正に受給していたというのは、故意ではないということですか。

**【職員課】**

前任の話によりますと、何度か本人あるいは周りのものに事情の聴取をした中で、故意ではないという判断をして、この懲戒処分を行ったところであります。

**【委員長】**

何かほかにご質問等はありませんか？  
ありがとうございました。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題2の職員団体の登録事項に関する報告について」事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

前回平成31年4月12日に開催された公平委員会以降に提出されました届出につきまして、ご説明を申し上げます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が提出されております。市民病院の方から順にご説明を申し上げます。

それでは資料1ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき令和元年9月11

日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に令和元年度松阪市民病院職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の山田 齊<sup>やまだひとし</sup>さんから福利厚生部の長谷川悠香<sup>はせがわゆうか</sup>さんまで 32 人となります。

資料 4 ページから 5 ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、令和元年 5 月 20 日に公示され、同年 6 月 3 日に組合員 417 人のうち 333 人による投票の結果、新しい役員が決定いたしました。

次に資料 6 ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の変更に伴い、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき令和元年 10 月 18 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

平成 31 年 3 月 13 日に実施した組合員による選挙によって信任された監査委員である世古元志<sup>せこもとし</sup>さんが、平成 31 年 4 月 1 日付で管理職に昇格したため、欠員補充として豊倉誠司<sup>とよくらせいし</sup>さんを選出し、令和元年 10 月 15 日、16 日に執行委員全員による承認を得て、同年 10 月 17 日に全組合員が所属する各分会の代表者による分会長会議で承認を得ました。

続きまして、資料 7 ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年 3 月 13 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に令和 2 年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の川合正晃<sup>かわいまさあき</sup>さんから特別執行委員の藤田和彦<sup>ふじたかずひこ</sup>さんまで 27 人となります。

つぎに、資料 8 ページをご覧ください。こちらは、松阪市職員組合の選挙管理委員会の委員長から提出されたもので、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する書類です。役員改選選挙につきまして、令和 2 年 2 月 28 日に公示され、同年 3 月 12 日に組合員 1,047 人のうち 962 人による投票の結果、令和 2 年度の役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が 27 人と申し上げましたが、このページの下段部分に記載された 6 人については、今年度が任期の 2 年目である者と、定期大会で承認され

ている者になりますので、信任投票の対象となっております。今回は、この6人を除く21人について、選挙が実施されております。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっております。

事務局におきまして、「変更内容が正確に記載がされているか?」、「適正に選挙が執行されたかどうか?」、「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか?」の3点について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認することができましたので、この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

報告は以上になります。

#### 【委員長】

議題2について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございませんか?

<質疑>

#### 【委員】

事務所の所在の件について、市民病院職員組合は病院の中に、松阪市職員組合は市役所の中にあるということですか。

#### 【事務局】

そのとおりです。

#### 【委員長】

ほかにご意見、ご質問はございませんか?

ないようですので、「自治労松阪市職員組合」及び「自治労松阪市民病院職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録することとします。

続きまして、「議題3の令和2年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

令和2年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりですので報告させていただきます。5月12日に開催予定となっていました東海支部総会及び事務研究会については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況をふまえ中止となる予定です。現在書面評決できるか等確認中であり、正式な中止決定通知や書面評決についての詳細につきましては、来週以降の通知になると伺っています。その後の総会、研

研究会等につきましては、現時点では開催予定と確認していますが、今後の新型コロナウイルス感染の拡大状況や政府の要請等により中止となる場合もあります。詳細等につきましては、通知が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡をいたしますのでよろしくお願い致します。

7月9日、10日の全国公平委員会連合会本部研究会は、1日目は午後のみ、2日目は午前のみで開催となります。また、10月14日の三重県公平委員会連合会総会研修会につきましては、午後からの半日開催となります。

この機会を利用して、各委員さんがどの研究会に御出席いただくかをお決めいただきたく思います。

#### <参加する研修会の調整>

##### 【委員長】

各委員さんは、日程を調整いただいたうえで、各研修会へ御出席いただきますようお願いいたします。事務局は、それぞれの研修会の詳細がわかり次第、各委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。  
本日はどうもご苦勞様でした。